

「神奈川県立足柄上病院医療型短期入所サービスあしまる※」について

*医療型短期入所とは、障害者総合支援法に基づくサービスであり、短期間当院に入所できるサービスである。当院は「足上（あしかみ）」と略されることが多いため、最初の「足（あし）」は、あるく、あしで行く、進む、健康や心を豊かにし、次の「上（かみ）」は「神」と読みかえることにより、すべての心配ごとをまるくおさめると言われている。どんな重い障害があっても安心して家族一緒に暮らせる町にしたい、「あしまる」はそんな気持ちから生まれました。（参考）入所サービス名抜粋：こども医療センターひだまり、済生会横浜市東部病院サルビア、北里大学病院あすばら、川崎協同病院ぼっかぼか、国立成育医療研究センターもみじの家

1 医療技術の進歩で、“医療的ケア児・者”が増加

医療技術の進歩により、NICUなどに長期入院をした後、人工呼吸器や胃ろう等を使用しながら家庭で生活をする方が増えている。重症心身障害児・者の認定を受けた方、経管栄養が必要だけでも自分で歩行ができる方など、いわゆる“医療的ケア児・者”には、様々な方が含まれる。2018年には、全国の医療的ケアが必要な子どもの人数は約2万人に達し、今後も増加していくことが予想されている。また、在宅人工呼吸器管理を必要とする子どもは、2015年までの10年間で10倍に増加している。

2 開設の経緯

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）が増加する中、医療型短期入所事業所数は、全国で349か所（2018年1月時点）にとどまっている。地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められていることから、当院では、高度な医療的ケアを必要とする利用者やその家族がより安心して利用できる医療型短期入所事業の必要性を感じていたため、今回、医療型短期入所事業を開設する。

3 利用対象者

重症心身障害者（高校生以上）在宅で過ごされている筋ジストロフィー等の患者

4 利用目的

冠婚葬祭・家族の病気・介護疲れ・私用・休養・リフレッシュ・兄弟の学校行事などで、自宅で療育されることが困難な場合、短期間当院に入所（日帰りも可）することができるサービスである。

※ 医療依存度の高い神経難病患者さんについては、レスパイト入院（介護をされている方が休息するための入院）をお引き受けしている。

5 開設日

令和7年6月1日（神奈川県障害福祉課へ開設の届出をする（開設日の3か月前））

【医療型短期入所について】

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスとなり、診療報酬上は入院ではなく外来扱い
- ・ 医療型短期入所中にも必要な医療を提供することが想定されていることから、以下の当機構の定款 第18条（6）にて解釈可能

（業務の範囲）

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設を運営すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。**